

令和4年6月15日  
障害福祉部障害者施策課

## 江東区障害者福祉センターの指定管理者の選定手続きについて

江東区障害者福祉センターについて、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区障害者福祉センター条例」に基づき、平成18年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和4年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

### 1 施設の名称・施設所在地

| 施設の名称        | 施設所在地        |
|--------------|--------------|
| 江東区障害者福祉センター | 江東区扇橋三丁目7番2号 |

### 2 現在の指定管理者・指定期間

| 現在の指定管理者             | 現在の指定の期間                  |
|----------------------|---------------------------|
| 社会福祉法人<br>江東区社会福祉協議会 | 令和3年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |

### 3 選定方法

公募による選定

(公募の理由)

これまで、現在の指定管理者を非公募により選定してきたが、次期選定に応募しない意向であるため。

### 4 今後の日程（予定）

| 日付      | 内容                                |
|---------|-----------------------------------|
| 令和4年8月  | 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理候補者の決定 |
| 令和4年10月 | 第三回区議会定例会において指定議案の議決              |
| 令和5年3月  | 協定書の締結                            |
| 令和5年4月  | 指定管理者による運営開始                      |